

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月13日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	高岡市
4. 届出番号	12
5. 独自利用事務の事例番号	85の2-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.takaoka.toyama.jp/joho/dokujiriyo.html

執行機関名 高岡市長

地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	高岡市特定公共賃貸住宅条例(平成17年高岡市条例第188号)による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	61の2	
③番号法別表第2の項	85の2	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年高岡市条例第41号)別表第1第10の項 高岡市特定公共賃貸住宅条例による特定公共賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年5月21日法律第52号)第1条	高岡市特定公共賃貸住宅条例 第3条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図り、もって国民生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。	第3条 中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な住宅を賃貸し、 <u>住生活の安定と福祉の増進</u> を図るため、特定公共賃貸住宅を設置する。
⑦独自利用事務の関連規範		高岡市特定公共賃貸住宅条例 高岡市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成17年高岡市規則第169号) 高岡市特定公共賃貸住宅入居者募集案内